

会 長 談 話

本日、山口康雄当会会員が、大阪府警察本部に、非弁提携（弁護士法第27条違反）の疑いにより逮捕されました。

当会は、同会員について、平成24年3月に、非弁提携を行っているとして告発しており、今回の逮捕は、この告発を端緒とするものです。また、当会は、同会員に対し、懲戒請求もしております。

当会は、弁護士が市民に信頼される存在であることを目指し、所属する弁護士に対しても、自覚ある行動を求めています。犯罪行為に及ぶことは言語道断です。一部会員の行為によって弁護士全体あるいは弁護士会の信頼が害されることは、大変残念なことです。

弁護士でない者が法律事務を取り扱い、または周旋することは、国民の正当な権利を害し、あるいは権利の実現を妨げるおそれがあることから、国民の公正円滑な法律生活を維持し、法律秩序を維持するために、かかる非弁行為については、弁護士法第72条及び第77条により、刑罰をもって禁止しています。にもかかわらず、同会員は、弁護士自身が非弁行為をしている者と提携したというのであり、およそ許されざることです。当会は、同会員に対する厳正なる処罰を求めるものです。

当会としては、今後、会員の倫理意識を一層高め、会員一人一人にさらなる自覚を求めます。また、市民窓口制度の活用などにより「品位を失うべき非行」の兆候を早期に掴む方策を検討し、不祥事発生を未然に防止するとともに、発生した非行に対しては断固たる措置に努めます。当会としては、弁護士倫理の徹底及び綱紀の保持に最善の努力を傾注する所存です。

2013年（平成25年）2月20日

大阪弁護士会

会 長 藪 野 恒 明